

〔質問〕 沖本

おはようございます。市政クラブの沖本浩二でございます。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まず、教育行政における「郷土教育」について伺ってまいります。

先週の金曜日、一般質問の初日ではありますが、中澤議員の方より座間市にまつわる歴史のお話を拝聴させていただきました。私も大変勉強になりました。私の席から見ておりますと、長谷川議員も「ふうん」と何度もうなずかれて、また、安海議員も、本当に首が痛くなるのではないかと思うぐらい首を振ってうなずかれておりました。それだけこの議場にいただれもが聞き入るお話だったと感じております。

郷土座間の歴史を知ること、学ぶこと、そして、そこから生まれる郷土座間への愛着心、さらには深みのあるまちづくりへつなげるということは私も賛同させていただきます。

また、遠藤市長からは「歴史、伝統に誇りを持ってほしい」、さらには「学ぶということから、地域の力を高める」、そして、教育長からは「地域の歴史を知り、郷土を愛するという気持ちをはぐくむ」、それぞれ、その必要性を十分理解されておられる答弁もございました。先ほどと同様、この議場にいただれもが、同じ思いをお持ちになったのではないかと私は感じております。

さて、中澤議員は歴史を知るという観点から、いわば郷土教育に関する質問をされたわけですが、私は私の観点というか、分野で郷土教育について論じてまいりたいと存じます。

市内では本当に多くの市民の皆さんが郷土座間のために頑張っておられます。例えば、桜並木をみずからの手で再生しようとされている相模が丘の新生さくら道の会の皆さん。東原小学校や南中学校の生徒の皆さんと一緒に、さがみ野ストリートガーデンを中心に花いっぱいのもちづくりを目指し活動されているさがみ野やすらぎ街づくり委員会の皆さん。地震は防げない。しかし、備えれば被害を少なくできる、万一に備えて平時からつながりましょうと、先月 31 日にかにが沢公園で防災・減災活動体験フェアを開催されたさま災害ボランティアネットワークの皆さん。市内の商業を活性化しようと、近々では定額給付金を市内で消費してもらおうと知恵を絞り、他市と異なるキャンペーンに挑戦されている座間市商店会連合会・座間市商工会の皆さん。このほかにも本当に多くの方々が郷土座間のために、だれに強要されるわけでもなく、郷土座間を愛する思いから率先して活動をされています。その中には、この地に生まれ、この地で育った方々もいますし、市外、県外からこの地へ移り住んできた方々、先日のお話では 9 割の方々になりますが、そのような方もいらっしゃいます。そのような枠を超え、郷土座間を愛し、さまざまな活動を続け、広められているわけであります。では、その活動の目的は何か。郷土を愛する気持ちには、単に自分たちの自己満足ではなく、次世代を担う座間市の子供たちのために、今、自分たちができることをやろう、残せるものをつくろうという気持ちが含まれており、それらを目に見える形にして、子供たちの目に映すことによって、その気持ちを引き継いで

もらいたいという願いも込められているのだと思っています。

さて、こうした思いや願いは先ほど述べた方々が直接子供たちに伝えることもできるわけですが、歴史や文化、伝統、自然環境、農・工・商の産業などを含めて、総合的に子供たちに伝え、教えることができるのはやはり学校の先生方です。もちろんすべてを先生方に任せ切りというわけではなく、そこには先ほどの方々との協働も必要であり、そうすることが望ましい姿です。しかしながら、やはり先生方の存在が大きいことには間違いありません。

長野県飯田市教育委員会では地育力と名づけた地域教育の考え方に立ち、体験活動やキャリア教育、人材育成ネットワークを三つの柱とした地育力向上連携システム推進計画を策定されています。地育力とは飯田の資源を生かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人をはぐくむ力をあらわしたもので、飯田を知ることで飯田を愛し、誇りに思う人材の育成を継続して、未来につながる地域づくりを住まう人すべてが担う飯田の総合力と言われています。また、推進計画の結びにはこうも書かれています。「教育は百年の大計であるといわれます。地育力を高めていく道は、たとえ『日暮れて道遠し』のものであっても、なお挑戦し続けなければならないものです。地育力という新しい言葉のもとに、みんなで飯田の未来につながる子供たちの未来を切りひらいていきたいと願うものです」。

飯田市の地育力向上連携システム推進計画については、先ほど遠藤市長と教育長には参考までにお渡ししておきました。これはでもホームページからPDFデータでダウンロードも可能ですので、時間があれば皆さんもごらんいただければと思います。

本市においても、先ほど要約して述べた飯田市の地域教育のような考えで、さらには座間市独自の考えを構築した考えでさまざまな活動が進められることを望むものであります。本市における郷土教育、あるいは地域教育、郷土学習、言い方は何でもよいのですが、郷土座間の教育に関して現在どのような理念で、さらにはどのような内容や方法で子供たちに教えておられるのか、教育長に伺います。

先日、本市の小・中学校における副読本である「わたしたちの座間」、これは小学校です。それから、「郷土読本座間」、中学校であります、を見せていただきましたが、大変失礼な言い方になりますが、率直に申し上げて中身が古いという印象を受けました。何年前につくられたものかは確認をしましたが、記載内容が古いと感じています。私個人の感覚的なものかもしれませんが、歴史や文化、伝統、自然環境については納得できます。歴史や文化や伝統が早々変わるものではありません。自然環境は変化しますが、あえてこれもよしとさせていただきます。また、中澤議員としては、当然、歴史についての記述も座間市にかかわることはふやした方がよいと思われるのでしょうかけれども、私の観点、分野として問題視させていただくのは、農・工・商の産業です。これをぜひ見直していただくよう、まず、要望させていただきます。

市内の産業も郷土の宝であります。市内の産業形態はどうなっているのか、市内の産業は細かく何があるのか、何がつくられているのか。産業は時代のニーズを受け進化します。

目まぐるしく変化します。リアルタイムまでとは申しませんが、新しい情報を子供たちに提供していただきたいと思います。工業でいえば日本で、さらには世界で誇れるすぐれた技術を誇る企業があり、そして工場があります。スポーツのオリンピック同様、商工業にかかわる技能を争うオリンピック世界大会でメダルを受賞するほどのすぐれた技能者もいらっしゃいます。これらも郷土の誇りであると私は考えます。このことは大人の我々でも知らないことが多いでしょう。

先日、やはり一般質問の中で、安斉議員がN社のことをおっしゃっていましたが、正しい情報を知ることは大事なことです。座間市の歴史しかり、座間市の今現在、今現在の産業とその産業を支える方々を知る、郷土の誇りとして、教育の場で、子供たちに伝え教えていただきたいと思います。さらには、先ほど「大人でも知らない」と述べましたが、先生方もご存じではないことが多いと思います。

そこで提案させていただきます。ぜひ、先生方に市内の企業、工場や事業所へ見学に行っていたいただきたいと思います。幸いにも遠藤市長はものづくりの会社の経営者であられたわけですし、工業会会長、商工会会長、観光協会会長を歴任されていた方であります。座間市の産業界の顔であられたわけですから、こうした気持ちも考えも既にお持ちなのではないのでしょうか。遠藤市長からもぜひ働きかけをお願いしていただきたいと存じます。

まずは、この提案に対して、また、先ほど述べた副読本の見直しの要望に対しての教育長のお考えをお伺いします。

次に教育行政の二つ目として、スポーツ振興事業について伺ってまいります。

平成20年11月に座間市スポーツ振興計画が策定されました。この計画は、市民一人一人が心身ともに健やかな生活が送れるよう、スポーツを通して、健康保持・健康増進への意識の向上を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進するため策定されたものです。策定に当たってご尽力いただいた所管部担当各位にまずもって敬意をあらわしたいと存じます。

この計画は第三次座間市総合計画との整合性を図るとともに、座間市スポーツ振興審議会の答申を踏まえ策定されたものです。また、国が平成12年9月に策定し、平成18年9月に改定されたスポーツ振興基本計画、神奈川県が平成16年12月に策定し、平成20年3月に改定した神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」との連携を図りながら、市民のニーズに即した施策の展開を目指すことになっています。計画の期間としては、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とすることになっています。社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しが行われるとされています。

計画の基本目標の一つとして、競技スポーツ及びイベントの推進を挙げられ、その現状、課題と今後の方向性として、「近年のスポーツを取り巻く環境の大きな変化に対応できるよう、本市体育協会との連携を図り支援に努めます。各イベントをより充実させ、参加者の拡大に努めます」とうたわれております。私の質問としては、イベントの充実化、参加者の拡大にかかわることについて提案をさせていただき、当局の所見を伺います。

平成 20 年 1 月、県体育協会会長でロサンゼルスオリンピック男子柔道金メダリストの山下泰裕さんや神奈川県にゆかりのある現役選手やオリンピックメダリストなど 19 人が発起人となり、かながわアスリートネットワークが設立されています。神奈川県における運動やスポーツの普及・振興のために発足されたもので、青少年がスポーツを始めるための動機づけや技術向上、さらに、スポーツを通じての社会貢献を目指しながら、さまざまな取り組みを行っていくというものであります。

神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」には、わくわくプロジェクト・みんなのスポーツ活動の推進、この事業の中のプログラムとして県民スポーツ週間の実施がうたわれています。この施策の基本的考え方は、日ごろ運動やスポーツに親しんでいない県民の方も含め、一人一人が体力や年齢に応じ、運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を営むことができるよう、運動やスポーツに親しむきっかけづくりとして県民スポーツ週間を市町村やかながわアスリートネットワークなどの協力のもとに実施するとあります。また、2010 年度までに実施または実施予定の取り組みとして行っています。

少し紹介します。一つ、市町村や関係団体等によるスポーツ行事の開催。県民スポーツ週間に市町村やスポーツ関係団体等の協力のもと、だれもが気軽に参加できるスポーツイベントを県内各地域で開催します。二つ、かながわアスリートネットワークの活用。かながわアスリートネットワークのメンバーが、市町村等の要請に応じて、県内のスポーツ教室やイベント等で指導者や講師として活動できるような体制を整えますとされています。

県民スポーツ週間は平成 20 年度から設立された事業で、体育の日、10 月の第 2 月曜日を中心とした前後各 1 週間に行うものとされています。平成 20 年は 10 月 4 日から 10 月 19 日の間で行われ、県主催の中央イベントを開催したほか、県内の市町村やスポーツ関係団体による関連イベントや、民間スポーツクラブによる体験サービスなどを実施されています。このイベントにもかながわアスリートネットワークの多くのメンバーが参加され、パネルディスカッションを開催したり、小・中学生を対象としたスポーツ体験教室を開催し、講師として指導に当たっております。

そこで私の提案としては、今年度は無理にしても次年度県民スポーツ週間、かながわアスリートネットワーク事業を活用し、座間市スポーツ振興計画に沿ったイベントの開催を望むものです。また、かながわアスリートネットワークの案内書によれば、市町村独自の主催事業にも県体育協会を通じて要請ができるようであります。県民スポーツ週間だけにこだわる必要もないようです。市民の皆さんと本物のアスリートの方たちが接する場を設け、講話を聞いたり、一緒にスポーツや運動を楽しんだりすることで、スポーツやレクリエーションを通じ、市民の健康保持・健康増進への意識がさらに向上できるような企画を望むものです。座間市スポーツ振興計画の目標の一つである各イベントをより充実させ、参加者の拡大を図るための施策として私は確信をするものですが、いかがでしょうか。当局の所見をお伺いします。

次に、災害に強いまちづくりに関して、座間市耐震改修促進計画について伺ってまいります。

平成 21 年 3 月に座間市耐震改修促進計画が策定されました。策定に当たってご尽力いただいた所管部担当各位にまずもって敬意をあらわしたいと存じます。

座間市耐震改修促進計画の目標としては、平成 27 年度までに平成 20 年度現在の耐震化率を住宅で約 82%から 90%に、特定建築物で約 91%から 94%にする、こういう目標値が挙げられています。その中でも木造住宅の現行耐震化率約 69%をどうやって引き上げていくのかが大きな課題であると私は考えています。本市における平成 27 年度の住宅総数、約 6 万 3,000 戸は、その年の世帯数の推計値、約 5 万 5,300 世帯の約 114%と想定されています。過去の統計から推計すると、今後、平成 27 年度までに建てかえ等により耐震性がない住宅数は減少し、約 8,500 戸となることが見込まれています。耐震化率を 90%にするためには、平成 27 年度における耐震性がない住宅を住宅総数の 10%である約 6,300 戸以下にする必要があります。今年度から数えて 7 年間で 2,200 戸に対して耐震改修・建てかえを実施しなければならないことになっています。

単純に計算すれば、年間約 314 戸の耐震改修・建てかえを実施しなければならないことになります。本市は平成 18 年度の新規事業として、昭和 56 年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断・耐震改修事業の補助制度を開始しています。18 年度の診断、改修計画、改修工事については、それぞれ 5 件の当初予算措置に対して、診断が 20 件、改修計画が 17 件、改修工事が 8 件という実績になっています。また、19 年度は診断、改修計画がそれぞれ 16 件、改修工事が 10 件の予算措置を行い、実績として診断が 15 件、改修計画が 12 件、改修工事が 11 件となっています。そして 20 年度は診断が 15 件、改修計画が 15 件、改修工事が 12 件の予算措置を行い、実績については先日、当局にお聞きしたところ、診断が 10 件、改修計画が 8 件、改修工事が 11 件となっているとのことでした。さらに平成 21 年度は診断に 15 件、改修計画に 15 件、改修工事に 12 件の措置を講じられ、現在までの実績として診断が 3 件、改修計画が 0 件、改修工事が 1 件とのことでした。

さて、これらの実績から単純に考察するならば、27 年度までに 2,200 戸、年間約 314 戸もの耐震改修・建てかえを進めるというのは非常に厳しく高い目標値であります。座間市耐震改修促進計画の中では、耐震化を促進するため、目標を達成するために、詳細は割愛しますが、次のような施策を考えておられ、今後、取り組まれることになっています。一つ、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及。二つ、耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み。三つ、耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策。四つ、その他の地震時における建築物等の安全対策。五つ、地元の建築技術者との連携。

以上のような施策を今後講じられるようですが、先ほど述べた耐震診断・耐震改修事業の実績、その傾向、これまで事業に直接携わってきた当局の方々から見て、どのような施策をまず優先的に進めなければならないと感じておられるのか。例えば、これまで耐震診

断を受けられた方々は、その結果を踏まえ率先的に改修計画・改修工事实施に移行されているのか。耐震診断を受けられる方が年々減少しているわけですが、この状況、その理由をどういうふうに分されているのか。仮に耐震診断を受けられた方々がそのまま改修計画・改修工事实施へと移行されているならば、耐震診断をまず受けてもらうことが重要なかぎとなり、耐震診断が減少傾向にあることに歯どめをかけることがさらに重要なかぎとなると考えられます。

また、耐震診断の減少傾向の原因は、診断・改修事業の補助制度があることを知らない建物の所有者が多い、あるいは建築物の所有者が地震に対する安全性を確保するという認識が薄いと分析されるならば、周知方法の見直し、早急に改善策を講じることが重要なかぎになろうかと考えられます。

当局に次の4点をお伺いします。

一つ目、これまで耐震診断を受けられた方々は、その結果を踏まえ率先的に改修計画・改修工事实施に移行されているのでしょうか。二つ目、また、耐震診断を受けられる方々が年々減少しているようですが、その原因、理由をどう分析されているのでしょうか。三つ目、今後の耐震化促進を図る上で、市の施策としては何が最も重要であると考えておられるのでしょうか。四つ目、さらに今後どういった計画を立案し、目標を達成するために取り組まれるのか。例えば7年間を通じて年度ごとの目標値の設定や個々の施策実行年度スケジュールを設定するなど、これらを立案する予定はあるのでしょうか、お伺いするものです。

次に、災害に強いまちづくりに関しての二つ目として、地震被害想定について耐震改修促進計画に関連して伺ってまいります。

先ほども述べましたが、座間市耐震改修促進計画の施策には、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及が挙げられています。さらにその中の一つ的手段として地震防災マップ等の整備が挙げられています。具体的には「建築物の所有者等が災害に対する意識を深められるよう、神奈川県が平成9年度から10年度にかけて実施した神奈川県地震被害調査に基づく報告書の活用を図ります。また、地震発生時に想定される市内の各地域における揺れの状況及び倒壊する家屋の割合を示す地震揺れやすさマップ及び地震危険度マップの作成を検討します」、このようにうたわれております。

まずここで考え方、進め方を改めていただきたいのは、神奈川県が平成9年度から10年度にかけて実施した神奈川県地震被害調査に基づく報告書の活用というのは、一たん白紙に戻していただきたいと存じます。その理由は、神奈川県では平成19年度から20年度にかけて地震被害想定調査を実施し、その結果を踏まえ、平成21年度に地震防災戦略を策定する予定になっています。県の担当者に直接伺ったところ、ことしの7月から8月までには公表を予定されているとのことでした。平成20年2月5日に開催された神奈川県防災会議の議事録では、議題の「県及び関係機関における最近の防災対策の取組状況について」の中で、「地震被害想定調査の実施及び地震防災戦略の策定について」災害消防課長が説明

されている内容を一つ紹介します。

まず、資料5の「地震被害想定調査の実施・地震防災戦略の策定」についてでございます。まず、1の「目的」ですが、「東海地震」や「県西部地震」等の大規模地震の際の被害をあらかじめ見積もる「地震被害想定調査」を実施し、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るための基礎資料とするとともに、この調査結果に基づき、大規模地震の際の被害軽減を図るための「地震防災戦略」を策定するものでございます。次に2の「被害想定調査の概要」ですが、(1)に記載のとおり、対象とする地震は、「東海地震」、「南関東地震」など七つの地震を想定しております。具体的な調査内容は、(2)から(4)までに記載しておりますが、まず、精度の高い地盤モデル、震源モデルを作成し、正確な地震動予測を行うとともに、(3)に記載のとおり、七つの想定地震ごとに死傷者数等の人的被害、建物や火災等の物的被害、さらには経済被害等の算出を行うこととしております。また、(4)に記載のとおり、震度分布図などの調査結果は、ホームページ等で公表し、県民の皆様の地震防災対策への意識啓発の一助とするとともに、あわせて「被害推計システム」を作成し、応急活動体制の充実を図ってまいります。次に3の「地震防災戦略の概要」でございます。点線で囲んだ部分に記載のとおり、人的被害や経済被害について、例えば、今後10年間で地震による人的被害を半減させるといった具体的な「減災目標」を掲げ、住宅の耐震化率を現在の75%から90%に上げる等の減災目標を達成するために必要な数値目標、達成時期等を明示するものでございます。国は、既に「東海地震」や「首都直下地震」等を対象とした地震防災戦略を策定しており、都道府県に対して「地域目標」、いわゆる都道府県版の地震防災戦略の策定を要請しておりますので、今回の地震被害想定調査の結果を踏まえ、本県においても地震防災戦略を策定するものでございます。次に4の「スケジュール」ですが、平成19年度から20年度にかけて地震被害想定調査を実施し、その結果を踏まえ、平成21年度に地震防災戦略を策定する予定としております。「地震被害想定調査の実施・地震防災戦略の策定」については以上です、こういった説明がされております。

ちなみにこの議事録は、一部資料を除き、県のホームページから入手できます。この会議の中で使われた資料5については議会事務局を通して県の方からも取り寄せました。当局へは今読み上げた議事録と一緒に事前にお渡ししておりますので、ご承知いただいているものと存じます。

その上で、当局に伺います。

地震防災マップ等の整備については、県が平成19年度から20年度にかけて実施された地震被害想定調査に基づくもの、地震防災戦略に基づくものとして、考えを改めていただきたいと望むものですが、当局の見解を伺います。

さらに地震防災マップ等の整備に関して、地震揺れやすさマップ及び地震危険度マップの作成に直接かかわる市民部の方へ伺います。

まず、地震防災マップ等というのは、文言的というか性質的というか、これまでもこの議会の中で取り上げられている地震ハザードマップとイコールであると認識してよろしい

のでしょうか。正確性を危惧するものなのであらかじめ伺っておきます。

さらに、もう少し時間をいただきまして地震ハザードマップに関して伺ってまいります。

過去に私や同僚議員の皆さんが一般質問で取り上げた内容について、星野前市長の答弁を振り返っておきたいと思えます。初めに、平成19年第1回定例会での私の質問に対しての答弁ですが、要約しながら紹介します。「地震ハザードマップ作成の考えを求められましたが、最近の地震として県の方で東海地震の想定という震源域が変更されたこと、さらにまた最新の地震学の知見や近年の地震防災対策の反映が必要なこと等から、県として東海地震の調査を実施して事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るための基礎資料とするということで、被害想定調査の結果を踏まえて、被害の軽減目標を数値目標として定め、そのために必要な個々の対策の内容や達成時期を決定して、それらを地震防災戦略として取りまとめがされています。平成19年度から基礎的データの収集整理を行いながら、地盤モデルや震源モデルを作成するとともに地震動や液状化等の予測計算を実施してボーリングデータ等の収集に当たるということになっています。この調査は平成19年、20年度で成果を出して、21年度以降に防災計画や地震ハザードマップに反映できるようにしたいという予定だと伺っています。当然、本市としても、これらの調査結果等を踏まえて地震危険箇所等を住民に周知をさせていく地震ハザードマップを作成していきたいと思っています。県との調査結果等の連携ということでご理解をいただきたい。」とこのように述べられています。当局並びに星野前市長は、既にこの時点で県の動向、つまり地震被害想定調査の実施、地震防災戦略について十分認識され把握をされています。

また、平成19年第4回定例会では上沢議員からの耐震改修促進計画についての質問に対し、星野前市長は「耐震改修促進計画の中身は、地域防災計画や道路計画との整合やハザードマップの作成、そういう内容を主体にしています。各市で地域防災計画、道路計画等の整合の部分であれば、比較的早目に策定ができますが、ハザードマップの作成については一定の調査も必要であり、委託の考えも必要であり、委託期間も考えなければならない。本市としては20年度以降から準備を進めても2年から有余がかかるだろうと判断しています。検討し取り組みます。」という答弁をされています。これらの答弁からは「地震防災マップ等」イコール「地震ハザードマップ」といって間違いはないと思えますがいかがでしょうか。

その上でさらに伺ってまいります。本市における地震ハザードマップの作成計画は、今現在どのように考えられておられるのか、当局に伺います。

また、平成19年第1回定例会の私の質問に対してこのような答弁もされています。「総合防災システムの関係でデータ更新のお尋ねをいただきました。県で東海地震や県西部地震の被害想定調査を19年度に実施し、20年度にこの調査結果をまとめられるとされています。データ更新は、県の調査結果等を使用し、独自での可能な調査も実施をさせていただきながら、本市のデータを更新し最新のデータを追加していきたいと考えています。」、このように総合防災システム、正しくは座間市総合防災情報システムであります、その中



の被害想定システムの更新について示されております。この座間市総合防災情報システムの一つであり、他の自治体から最も注目度の高かった被害想定システムは、昨年9月に7年のリース期間が満了したことによって廃止されています。

私は廃止ではなく、県による被害想定調査結果を待っての一時的な凍結ではないのかと思いたいのですが、被害想定システムは本当に廃止されてしまったのでしょうか、改めて当局にお伺いします。また、廃止されたのであれば、県の被害想定調査結果を反映した被害想定システムの復活を考えていただきたいと望むものですが、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 清田市民部長

災害に強いまちづくりについて、その中の地震被害想定について数点ご質問をいただきました。

地震防災マップ等は地震ハザードマップとしてとらえてよいのかということですが、そのようにとらえていただきたいと存じております。

次に、地震ハザードマップの作成時期についてのご質問でございますが、議員のご質問にありましたように、神奈川県では平成19年度から20年度にかけて地震被害想定調査を実施していると私どもも聞いております。さらにはこの結果の交渉がこの夏ごろということも聞いておりますので、本市におきましてもこの調査結果を踏まえて利用させていただける情報の利用をいたしたいと考えております。さらにはさまざまな情報を取り入れながら、今後の作成時期等を改めて検討してまいりたいと考えております。

それから、被害想定システムの関係でございますが、総合防災情報システムの中での被害想定システムということは過去にあったわけでございますが、平成21年第1回定例会でもご答弁させていただいておりますが、平成20年9月に7年間のリース期間が満了したことに伴いまして、この被害想定システムを廃止させていただいております。さらにこのシステムを廃止されたのであれば県の被害想定調査結果を反映した被害想定システムの復活ということですが、今回の県で実施しております地震被害想定調査につきましても、従来の1キロメートルメッシュから250メートルメッシュに再分割されているとも聞いておりますので、このようなデータをもとに本市としましても今後の防災対策の方に活用していきたいと、反映していきたいと、そのように考えております。ご理解賜りたいと思えます。

〔答弁〕 和田都市部長

座間市耐震改修促進計画につきましてご質問をいただいております。

まず、本年3月に策定をいたしました座間市耐震改修促進計画における住宅の耐震化率目標90%につきましては、平成18年1月25日国土交通省告示第184号、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針において、耐震化率について平成27年ま

で少なくとも9割にすることを目標とするとされており、国の基本方針に基づいた目標数値でございます。

それでは、具体の質問として4点ほどいただいております。

まず、1点目として、平成18年度から実施しております耐震診断及び耐震改修補助事業において、耐震診断を受けられた方々のその後の経過についてのご質問をまず1点いただいております。過去3年間の耐震診断件数、こちら45件となります。その耐震診断結果に基づいて改修計画件数が37件、最終的に30件の耐震改修工事が実施されております。耐震診断件数45件に対し30件ということですので、約67%、3人に2人の方が耐震改修工事を実施されているということでございます。建てかえという選択肢もある中で3人に2人ということでございますから、耐震補助制度を利用された方々の地震対策に対する関心はかなり高いものと考えております。

2点目といたしまして、耐震診断を受けられる方が年々減少している、原因の分析をされているのかということでございます。平成18年度に耐震診断及び耐震改修の補助制度を発足しております、その当初は耐震補強に関心のある方々等が本制度を利用されてかなり多かったと、そこから20年までもう3年がたっております。21年度、今年度で4年目となります。そういう中で年々減少しているのではないかと推測しております。また、耐震改修工事に係る費用につきましても近年の社会経済状況の悪化等も耐震改修への第一歩となります耐震診断へ踏み出せない一因かと推測しているところでございます。

続いて、3点目でございます。今後の耐震化促進を図る上で市の施策としての重要性についてのご質問をいただきました。本市の耐震化促進に関する重点施策は耐震改修促進計画に記載をいたしました木造住宅の耐震化率の向上でございます。現在、耐震にかかわる補助制度の利用につきまして、各公共施設へのポスター掲示、チラシの配布及び広報誌、並びにホームページを利用した周知を図っております。今後は年4回開催しております木造耐震無料相談会に加えて、新たに地元の皆様方にお話をするなど、耐震相談体制整備に努め、より一層市民の方々の関心を得るような周知活動等を行う必要があると考えておるところでございます。

最後に耐震化率90%の目標達成のための取り組みについてのご質問をいただきました。市が維持管理いたします公共施設の耐震化につきましても、年次計画の設定は可能でございます。ただ、個人の財産につきましてもなかなか難しいものがあると思っております。耐震化率90%の目標設定は難易度の高いものとなっていることはご指摘のとおりでございますが、市としましてはこの目標を目指して国の支援策を有効に活用するとともに、耐震化率の状況を今後年度ごとに把握するなど、施策の実効性を検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔答弁〕 金子教育長

沖本議員さんから教育委員会の方に郷土教育とスポーツ振興事業についてご質問をいただきました。

まず、郷土教育でございますが、議員さんのおっしゃるとおり郷土教育をすることは自分の住んでいる地域への関心が高まり、地域の歴史や先人の知恵や偉業に触れることができ、児童・生徒が郷土座間を愛し誇れるような機会ともなり、とても大切なことであると考えております。さらには身近な自然や環境への関心が高まり、環境に対する思いやり等が培われるなど、豊かな心の育成へとつながるものと確信をしております。

本市における郷土教育につきましては、郷土学習の資料である副読本を用いて学習をしております。小・中学校ともに主に社会科の授業で行っております。小学校の中学年、3年生・4年生の社会科では、地域の学習をいたしますが、教科書におきましては座間市についての学習ができないために、教科書に沿った形で内容を構成した「わたしたちの座間」を用いて学習をしております。生活圏である座間市を題材に取り扱うことで、児童が記載事項の場所に行ってみ学したり、また、体験したり、身近な存在として高い興味・関心を持って授業に取り組んでおります。

中学校副読本「郷土読本座間」では、主に歴史を取り上げておりまして、歴史の授業で活用をしております。また、座間市の地方自治の仕組みや財政につきましては公民の授業の中で、交通や産業については地理の資料として活用をしております。

次に、この副読本の資料内容がやや古いのではないかというお尋ねでございますが、現行の副読本は小学校用、中学校用ともに本文中のデータ類等につきましては毎年見直し、統計資料を用いて新しいものに更新するように努めておりますが、ご指摘のとおり最新の情報とは言えない状況もございます。記載事項といたしましては「わたしたちの座間」では、平成18年に朝日新聞座間ステーションの仕事の内容と栗原の旧日産社員寮跡地にできました新しい工業団地、SIP座間について取り上げております。

「郷土読本座間」では産業の記載事項の新しいものとしては、東原の246号線バイパス沿いのハイテクパークを平成9年から掲載をしております。しかしながら平成元年の改訂時の資料がそのまま残っている、そういうものもございます。近年、著しい変化を見せております産業につきましては、より最新の内容を掲載するよう努めてまいりたいと思っております。

今後の方向性につきましては平成24年度までに完全実施されます新学習指導要領改訂に伴いまして、採用されます教科書等の指導内容を精査するとともに、議員さんのおっしゃるように、日本の中で、世界の中で誇れるすぐれた技術や技能を持っておられる市内の企業、工場や事業所への見学、また、現在市内に建設されております工場等の見学を行うなどして準備を進め、次期改訂時には大幅な見直しをしたいと思っております。特に産業の部分では現在の内容になりますように検討を進めてまいりたいと思っております。

残りにつきましては部長の方からご答弁を申し上げます。

〔答弁〕 中村教育部長

私の方からはかながわアスリートネットワーク事業の活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会では座間市スポーツ振興計画に基づきまして、競技スポーツの普及・促進について市体育協会を中心といたしまして各種スポーツ大会やスポーツ教室などを実施しているところでございます。また、市民体育館の主催事業におきましては、競技エアロビクス世界大会で準優勝2回の経歴を持つ選手によるエアロビクス教室、スカイアリーナ座間フェアではトランポリンの世界選手権出場選手によるデモンストレーションなどを行うなど、いずれも著名人を講師とした事業を開催いたしまして、市民の方々が運動やスポーツに親しめる事業を実施させていただいているところでございます。

ご質問のかながわアスリートネットワーク事業の活用につきましては、県の事業計画や方針等を十分確認し、市体育協会、各種団体等と協議しながらその実現に向けて検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

一定のご答弁ありがとうございます。再質問を何点かさせていただきたいと思えます。

教育行政、郷土教育に関しましては教育長から本当に実現可能なご答弁をいただきましたので、ぜひ、計画的に進められるよう改めてお願い申し上げます。

それから、スポーツ振興事業に関しても今後は市の体育協会と連携を密にされイベントが実現できるようにと、できるというか、そういった考え方で進められるということなので、これもぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、災害に強いまちづくり、座間市耐震改修促進計画に関してであります。まず、お伺いしておきますけれども、改修計画、改修工事実施の移行状況ということでご答弁いただきました。計画というか、改修診断から実際の工事の移行なのですけれども、やはり実際には全部が改修工事には至らなかったということでもあります。その理由については多々あるとは思いますが、それが単に改修工事費、ちょっとこれは対策にも結びつくとは思いますが、その原因の一つとして、理由として実際に工事するにはやはりお金がかかり過ぎるということで取り上げられた方も中にはいるのではないかなという考えがちょっとするのですけれども、そういった意味では、ただ単に周知徹底を今後図る意味で、もちろんそういう対策も必要だと思うのですが、逆にその費用の補助率というか、補助金額、今、ごめんなさい、ちょっと記憶で申しわけないのですが、診断から改修、実際の工事になるまでたしか63万円の補助が出ていると思うのですけれども、50万円……、ちょっと後で正確な値をちょっと答えていただきたいのですが、例えば50万円なら50万円として、それをさらに引き上げていくという計画、これはもちろん国の施策でありてきたものですから、当然、国に対してもこれは言っていかなければ、半分でしたか、た

しか 50%を国が持つような割合だったと思うのですけれども、そういったことももう少し国に訴えていきなり、あるいは市としてももう少し補助を上げるとか、そういった対策も必要なのではないかなというふうに私感じておりますので、ぜひそこら辺の金額的な面での工事に至らなかったという理由があったのかどうか、あるいは今後戸数をふやしていかなければいけないということでは多分やはり診断はしても、先ほども答弁の中に費用の問題点がありましたから、そこら辺も少し考えていかなければいけないのかなというふうに感じておりますので、ぜひ、この辺のお考えを当局の方にもう一度お伺いしておきます。

それから、計画的にやはりこの7年間で多くの戸数を対応しなければいけないということでは、その年その年の、個人のお宅とはいえ、市として計画を立てていかなければいけないというふうに私は思っております。その件数というのをどういうふうに割り振っていくのか、あるいは施策に関して、ことはこういうことをやったからきっかけを用いて次の年はこうやれということでは、やはり厳しいが、ちゃんと回っていかなければならないというふうに考えております。ぜひその辺は改めてお聞きしておきたいと思えます。

それから、ハザードマップの件でございますけれども、平成20年9月に座間市の総合防災情報システムという中の被害想定システムが廃止になったということはわかったのですが、これ自体、私も当初多額のお金を投資して、この防災情報システムを本市に導入されたわけなのですけれども、ただ費用対効果を考えればこれもいたし方ないのかなという感じは私も持っております。実際、導入されてから何回か使われたのかどうかも私わかりませんし、そういった面ではそれもいたし方ないのかなというふうに思うのですが、そのメッシュデータを先ほどもちょっとおっしゃっていましたが、データの部分で専門的になってしまうかもしれませんが、本市には都市部の方で地図データをやはり持っていると思うのです。そのデータに、今回というか、平成19年から20年度調査した県のデータ、メッシュの兼ね合いもあるのですけれども、ちょっとデータはわかりませんよ、整合性がどうかということは専門的なことは私もわからないのですが、例えば被害想定システムにかわるものとして、そのデータを都市部に持っておられる紙ではなくて、データの方に入れていけるのか、そうすればそれをまたホームページの方にも載せられるのかなという、単純なちょっと発想なのですけれども。データのやりとりですけれども、その辺も可能であれば、逆にホームページの方で市民の方も自分の住んでおられるところの危険度が早急にわかるというか、一目でわかるようなものができるのかなという、これはもう私の勝手な発想ですけれども、その辺のデータの整合性についてだけ伺います。もし想定されていなかったら今後の研究の課題としても結構なのですけれども、ちょっとそれをお伺いさせていただいて、可能であるならばぜひそういった対策もとっていただきたいという要望を申し上げて、2回目の質問を終わりたいと思えます。

〔答弁〕 和田都市部長

座間市耐震改修促進計画につきまして、何点か再質問をいただいております。

まず、お金がかかるから取りやめた方が多いのではないかというご質問がまず1点かと思えます。確かに平均して200～300万円改修工事がかかっているようでございます。金額はかかります。それに対して私どもの補助は改修工事につきましては上限の50万円になります。ですから、全体からすれば200～300万円に対する50万円ですから、2割程度ということで、やはり個人の負担はかなりかかることになるかと思えます。ただ、建物自体も昭和56年以前の建物となります。中には30年以上40年近くたっている建物もございます。当然、選択肢としては改修工事も一つでございますが、建てかえという選択もございます。そういう中での施主さんがどういう判断のもとにやるのかやらないのかということまでの把握はちょっとできないのでご容赦いただきたいと思います。

それから、国の補助についてもご質問いただきました。国の補助につきましては現在地域住宅交付金を活用させていただいておりますので、上限として45%の補助ということになっております。こちらの方も国の補助についてはもっといただけないのかとか、そういう要望ができるものであればそういうことはしていきたいと思っております。

また、施策実行のための年次計画をもっと具体性を持ってということでございますけれども、何分個人の所有のものでございますから、それを私どもの方で勝手にこの年は幾つとかの計画は難しいものがあると思っております。そういう中で私どもで何が大事かということになります。それはやはり地震の怖さ、恐ろしさ、そこを皆さんに知っていただいて、その中で私どもが実施している制度、無料耐震診断もございます。工事を実施するにはこういう補助制度もございます。そういうものをもっと知っていただくことが一番重要だと思っておりますので、そういうところの普及・啓発、そういうことに力を入れていきたいと思っております。

あと、都市部の地図データに県のデータが入れ込めるのかということでございます。これは大変難しいお話だと思っております。まず、都市部でつくりました地図データというのは、デジタルデータでございますが、都市部の中での将来を考えての基本図でございます。ですから、その基本図が県のデータと合うかどうか、これがまず第一のお話になるかと思えます。その辺は県のデータ、今後、出てくると思いますので、その辺をよく見させていただいて、できるものであればそれは取り入れていきたいと思っております。